

風紋広場でのドローン使用について

風紋広場でのドローン飛行させたい場合は、申請が必要です。

申請は、風紋広場行為許可申請書の「その他必要事項」に明記ください。

以下の遵守事項に反する行為を見つけた場合は、ドローン飛行の許可を取り消します。

また、それ以降の風紋広場利用行為は禁止とします。

なお、ドローンの利用に起因する事故けが等は使用者の負担で対応していただきます。

◆風紋広場でドローン飛行について

◎遵守事項

- ・許可を受けた公園内に限ること。
- ・上空で飛行させないこと。(風紋広場は、人口集中地区(DID 地区)に該当するため)
- ・操縦者が、国土交通省が公認する講習団体からの技能証明を受けていること。
(※申請時に複写を添付してください)
- ・日中(日の出から日没まで)に飛行させること。
- ・人の上空では飛行させないこと。
- ・目視(直接肉眼による)範囲内でドローンとその周囲を常時監視して飛行させること。
- ・第三者又は第三者の建物・車両などの物件との間に距離(30m)を保って飛行させること。
- ・祭礼、縁日などの多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと。
- ・爆発する恐れのあるもの又は危険物を輸送しないこと。
- ・ドローンから物を投下させないこと。
- ・200gを超える機体を飛行させる場合は航空局の許可を得ること。
(※申請時に複写を添付してください)

◎イベント開催などの人口集中時

下記を追加します。

- ・風速5m/s 以上の場合には、飛行を行わないこと。
- ・飛行速度と風速の和が7m/s 以上となる場合には、飛行を行わないこと。
- ・プロペラガードや衝突した際の衝撃を緩和する素材のカバー等を装着させること。
- ・飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置させること。